

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B1)

(11)特許番号
特許第7699312号
(P7699312)

(45)発行日 令和7年6月27日(2025. 6. 27)

(24)登録日 令和7年6月19日(2025. 6. 19)

(51)Int. Cl.

G 0 6 Q 30/0214 (2023. 01)

G 0 6 Q 30/0601 (2023. 01)

F I

G 0 6 Q 30/0214

G 0 6 Q 30/0601 3 3 0

請求項の数 4 (全 21 頁)

(21)出願番号	特願2024-92843(P2024-92843)	(73)特許権者	510283889
(22)出願日	令和6年6月7日(2024. 6. 7)		株式会社日曜発明ギャラリー
審査請求日	令和6年7月9日(2024. 7. 9)		静岡県焼津市すみれ台2丁目11番3号
早期審査対象出願		(72)発明者	小林 豊博
			静岡県焼津市すみれ台二丁目11番3号株
			式会社 日曜発明ギャラリー内
		(72)発明者	山田 明子
			静岡県焼津市すみれ台二丁目11番3号株
			式会社 日曜発明ギャラリー内
		(72)発明者	小林 英樹
			静岡県焼津市すみれ台二丁目11番3号
		審査官	渡邊 加寿磨
			最終頁に続く

(54)【発明の名称】商品販売支援システム

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

商品に直接付帯、又は、カタログ販売や、インターネット通信網上等での商品の説明の近傍に表示されて、

前記商品が特定の商品販売支援方式の対象商品であることを示すマーク、又は、その表記を行うことと、

かつ、前記商品販売支援方式を実行する為のプログラムアプリへのリンク情報を有する2次元コード、または、インターネット通信網上でそのリンク情報の表記と、

さらに、前記商品を区別する、前記商品に付帯された固有のJANコード等2次元コードを読み取る、または、インターネット通信網上で、前記商品の説明の近傍に表示され、その表記からのリンク情報により前記商品を選択特定する手段を有する前記通信網上に接続された第1の端末装置と、

前記対象商品の商品説明と「注文」または「発注」と同じ意味を示す「購入」等の表示を、または、「推薦」、「仲介」、「斡旋」と同じ意味を示す「紹介」等の表示を選択できるオンラインショップでの商品の説明販売情報を前記インターネット通信網上に送信できるサーバ装置を設け、

前記第1の端末装置による前記オンラインショップでの商品の説明販売情報での「紹介」等を選択された場合に、前記サーバ装置にて前記商品別に第一の紹介者IDを登録する手段を設け、

かつ、前記サーバ装置は前記第1の紹介者IDの属性情報を組み込むが、それ以外は前記

オンラインショップでの商品の説明販売情報とほぼ同一内容の、新たな商品の説明販売情報を生成し、前記インターネット通信網上に新たな第1のオンラインショップの構成情報を送信すること、

さらに、前記サーバ装置は前記第1のオンラインショップでの商品の説明販売情報に「購入」等、または、「紹介」等の選択表記を設け、

ここで、前記通信網上接続された他の第2の端末装置より前記第1のオンラインショップでの商品の説明販売情報で表記の「紹介」等が選択されたとき、その端末装置に、第2の紹介者IDを登録する手段を設け、

かつ、前記サーバ装置は前記第2の紹介者IDの属性情報を組み込むが、それ以外は前記第1のオンラインショップでの商品の説明販売情報とほぼ同一内容の、新たな商品の説明販売情報を生成し、前記インターネット通信網上に新たな第2のオンラインショップの構成情報を送信すること、

そして、前記第2のオンラインショップにて、その商品の説明販売情報での「購入」等の表記が、前記通信網上で接続された新たな他の第3の端末装置より選択され、商品が販売された場合、その商品の全体の紹介報酬料を例えば2分割し、その支払い記録の通知をそれぞれ第1の紹介者IDと第2の紹介者IDを有する第1、第2の端末装置へ前記サーバ装置より送信されること、

および、前記第2のオンラインショップにてその商品の説明販売情報での「紹介」等の表記が、前記通信網上接続された新たな他の第3の端末装置より選択され、前記サーバ装置は前記第3の端末装置に第3の紹介者IDを登録することを繰り返し、さらに、前記第3の紹介者IDの属性情報を組み込むが、それ以外は前記第2のオンラインショップでの商品の説明販売情報とほぼ同一内容の、新たな商品の説明販売情報を生成することを繰り返し、これを同様、第4、第5の端末装置に紹介連鎖させ、その紹介連鎖順位の記録蓄積情報を前記サーバ装置が保有し、

前記特定の商品販売支援方式の対象商品の複数の商品毎で、かつ、前記紹介者ID毎に、前記紹介連鎖順位や、紹介報酬料の記録蓄積情報を前記サーバ装置に有し、前記紹介者IDを有する端末装置にて前記通信網を通じ閲覧、確認できることを特徴とする商品販売支援システム。

【請求項2】

前記サーバ装置に前記特定の商品販売支援方式の対象商品の紹介連鎖順位が記録されている紹介者IDを保有する端末装置から、

前記通信網上に表示された商品の説明販売情報において、商品の「購入」等が選択された場合、前記紹介連鎖順位を引き上げる等変更し、前記サーバ装置に記録されることを特徴とする請求項1に記載の商品販売支援システム。

【請求項3】

前記サーバ装置がインターネット通信網上にアップロードした、前記特定の商品販売支援方式の対象商品の複数の商品の説明販売情報から、前記通信網に接続された端末装置が複数の商品を選択し、それら商品の紹介者IDの登録を行い、その情報を基に、前記サーバ装置が前記選択後の複数の商品の説明販売情報を陳列した新たなオンラインショップをインターネット通信網上にアップロードすることを特徴とする請求項1から2のいずれか一項に記載の商品販売支援システム。

【請求項4】

前記サーバ装置に記録される商品毎、紹介者ID登録毎の紹介連鎖順位の変化情報を時系列的に記録し、前記連鎖順位の変化情報を複数の紹介者ID登録者がその端末装置で閲覧共有できること、及び、これらの情報の公正性、保全性を目的に、分散型記憶台帳（ブロックチェーン）で、インターネット通信網上のクラウドデータとして、変更、蓄積、記憶、共有されることを特徴とする請求項1から2のいずれか一項に記載の商品販売支援システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、商品に付帯された、または、その商品を特定して現す画像の近傍に配置された２次元コードを読み取り、その商品を推薦、仲介、斡旋、又は紹介し、販売支援する商品紹介販売方法において、その商品に紐づいた紹介者を連鎖して増殖し、その連鎖の増殖先の紹介者からのユーザが商品を購入した場合、連鎖させた全ての紹介者に紹介報酬料を分割して支払うようにできる商品販売支援システムに関する。

【0002】

従来より、商品を紹介するカードやパンフレットに印刷された２次元コード（バーコードやQRコード（商標））によって、ユーザを当該商品のオンラインショップ（ECサイト）に誘導して、カードやパンフレットに印刷された当該商品を販売支援し、その紹介料を得るという商品販売方法が知られている。（例えば先行技術文献１参照 特開2006-126948）

10

また別の先行技術例として、例えば、先行技術文献２（参照；特開2023-119732）には当該商品を特定する２次元コードと、紹介者コードを別々に表記して、同様、当該商品と紹介者の情報を、当該商品を購入したユーザの端末装置が検知、送信して、このシステム運営の為に設けられたサーバ装置がその情報を受信し、上記当該商品の紹介者がその紹介料を得るという商品販売方法が知られている。

【0003】

先行技術文献１に記載された商品販売方法/システムでは、オンラインショップを主管して当該商品を販売する「売主」が、飲食店等の実店舗や、別の種類の商品を販売するECサイトショップと連携し、これらを当該商品の紹介者と設定し、その紹介される商品の特定と紹介者ID情報を組み合わせた２次元コードを記録したパンフレットを前記店舗で顧客に配布、または、前記ECサイトでの販売商品の配送に同梱してもらったりして、販売支援を得、その販売の成功履歴を記録するサーバ装置からの情報をもって、紹介料を前記飲食店やECサイトに支払うという方法/システムである。

20

【0004】

先行技術文献２に記載された商品販売方法/システムでは、先行技術文献１の改良として、その紹介される商品の特定と紹介者ID情報を組み合わせた２次元コードとするのではなく、これらを別々の２次元コードとして設け、紹介者への成果報酬支払データを得ようとするものである。これによると、前記紹介者IDの２次元コードと当該商品のオンラインショップコンテンツへのURL情報を組み込んだ別の２次元コードを新たに用意して、当該システムが必要とする、当該商品別に紹介者IDの情報を得ようとするものであり、紹介者は単独で終わり、連鎖、増殖させえる仕組みのものではなかった。

30

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献１】 特開2006-126948号公報

40

【特許文献２】 特開2023-119732号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

先行技術文献１の発明では、当該カードやパンフレットを配布してくれた飲食店やECサイトがそれぞれの顧客のどのくらいの人数に紹介してくれたのか、また、紹介を受けた顧客からさらに次の顧客へ連鎖して紹介されたのか、さらにその次の紹介者への連鎖紹介も行われたのか、そしてその連鎖の広がり状態の把握を行うことの明示は全く無く、当該発明の方法/システムにより、紹介やその紹介者経由商品販売に繋がった実績はその連鎖紹介のどの紹介者の実績だったのかが把握する方法も明記されていない。当然、連鎖紹介さ

50

せた場合の紹介者への紹介料の分配支払い方法等も示されていなかった。

また、先行技術文献2の発明も先行技術文献1と同様上記の点に関してはその内容も効果も論じられていない。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明の実施の1形態によれば、当該商品に付帯された、又は、インターネット通信網上のブラウザで当該商品を現す画像の近傍に表示された、前記当該商品を特定する情報（商品ID）とその商品の説明販売情報、及び、その商品を「購入する」または「他の人に紹介する」を選択できる情報を有するオンラインショップへリンクするURL転送リンク情報が組み込まれた2次元コード（バーコードまたはQRコード（商標）を示し、以下2次元コードと言う）を読み取る、または、前記ブラウザ上に表示される前記URL転送リンク情報が組み込まれた画像、または、テキストデータ等を読み取る、携帯電話（スマートフォン）、またはパソコン等の端末装置は、インターネット通信網を通じて、当該商品の「売主（広告主）」が管理運営する当該商品のオンラインショップコンテンツを閲覧でき、かつ、当該商品を「購入する」、または、当該商品を友人、知人等「他の人に紹介する」ことを決定選択し、その情報を前記インターネット通信網上に送信し、前記「売主」及び「広告代理店」のサーバ装置が受信できる様にシステムを構成する。

10

上記端末装置が、当該「商品の購入」を決定選択した場合は、通常のオンラインショップでのルーチン通り、「売主（広告主）」側は商品購入代金の請求、決済、送品発送手続きへと進むのは通常よく見られる運営どおりの方式である。

20

【0008】

しかし、本発明では、ここで、上記端末装置が、当該商品の他の人への「紹介」として決定選択した場合は、前記オンラインショップコンテンツに掲載している「売主」のサーバ装置は、当該商品の商品品番等商品を特定する商品ID情報と紹介者を特定する紹介者ID情報の設定確認を前記端末装置に求め、その情報を、当該商品の宣伝を請け負う例えば「広告代理店」のサーバ装置に送信する。

ここで、前記当該商品の種類、品番数、すなわち商品を特定する商品IDが少数の場合は、「売主」のサーバ装置に前記「広告代理店」のサーバ装置の機能を含め一体として、「売主」のサーバ装置としても、本発明は成立する。

実際、「本発明の実施するための形態」の説明での図1、2までは、上記サーバ装置を1体で説明し、それ以後は、「売主」のをサーバ装置A、「広告代理店」のをサーバ装置Bとして説明している。

30

【0009】

本説明では、前記当該商品の種類、品番数が多岐、多数にわたり、複数の「売主」が存在する場合でも本発明が成り立つように、「売主」と「広告代理店」のサーバ装置を分けて、以下説明する。

前記「広告代理店」のサーバ装置は、前記商品IDに紐付いた当該商品の紹介者として当該紹介者IDを記録、蓄積を、新たな紹介者の発生する毎に繰り返す。

ただし、前記サーバ装置はその記録、蓄積を前記商品ID別ごとに、時系列的に登録されてくる紹介者IDを、連鎖順位別に、かつ、その連鎖順位での連鎖順番号別に記録し、当該紹介者がどの連鎖順位で、どの連鎖順番号であり、その紹介者からの次に当該商品を紹介されたユーザが、当該商品の「購入」するを、選択したか、他の人へ「紹介」するを、選択したか、またはその両方なのかの連鎖の軌跡を次々と記録し、蓄積記憶できる様に構成されている。

40

ここで、本商品販売支援システム（以下本商品販売支援システムを、本発明システムと言う場合がある）の説明の中で「購入」というのは、場合により、「注文」、「発注」、ともいえるが、以後の本発明システムの説明の中では全て「購入」と記載する。また、同様に、「紹介」というのは、場合により、「推薦」、「斡旋」、「仲介」、「おすすめ」ともいえるが、以後の本発明システムの説明では全て「紹介」と記載する。

【0010】

50

さらに、図 1 に示す様に、本発明は下記の様にも構成されている。

前記「売主」、または「広告代理店」のサーバ装置は、前記当該商品 I D に紐付いて、一番最初の連鎖順位として紹介者 I D を登録した端末装置を紹介者 I D の連鎖順位を 1 位とする。

その連鎖順位情報を含んだ紹介者 I D と、及び前記当該商品のオンラインショップコンテンツへのリンク U R L 転送情報を組み込んだ 2 次元コードを新たに生成し、前記端末装置に送信する。

この前記新たに生成された 2 次元コードが前記紹介者 I D 登録された連鎖順位 1 位の端末装置 1 (1 の 1) に表示される。

そして、次のユーザの端末装置 2 (2 の 1) が、その 2 次元コードの情報からリンク転送により前記端末装置 1 (1 の 1) の属性を含んだオンラインショップのコンテンツを表示、それを閲覧し、前記他の人へ「紹介」するとして紹介者 I D を登録したユーザの端末装置が連鎖順位 2 位として、「売主」または、「広告代理店」のサーバ装置に認識される様に構成する。

新たなユーザは、これを繰り返し、順次、登録される紹介者 I D の連鎖順位は 3 位、4 位、N 位と設定、認識されていく。

また、例えば同じ連鎖順位 2 位でありながら、時系列的に 2 人目に当該商品の紹介者登録をした場合は、その紹介者 I D は連鎖順位 2 位の連鎖順番号 2 番と位置付けられる 2-2 として、前記「売主」または、「広告代理店」のサーバ装置に記録される。

【0011】

このように、前記「売主」または、「広告代理店」のサーバ装置は、当該商品 I D 別に紐づいた、連鎖順位別、連鎖順番号別の情報を組み込んだ、全ての紹介者 I D 毎に異なる固有の 2 次元コードを生成し、当該紹介者 I D を登録した端末装置にインターネット通信を通じ配布送信されることとなる。

前記当該紹介者 I D の登録者はその端末装置で前記紹介者 I D 別固有の 2 次元コードを表示し、次の連鎖させたいユーザの端末装置に読み込ませる、または、自身の運営するインターネット通信網上のコミュニケーションコンテンツの S N S 等に告知表示したり、または印刷物等に表示し配布を行ったりして、前記当該商品の紹介者を飛躍的に増殖させられる。また、これら紹介者の中には相当数の当該商品を「購入する」と決定する者もあらわれるので、大いに当該商品の販売支援を行うことが出来る。

この時、前記の紹介者 I D 毎に生成される固有の 2 次元コードは、前記端末装置上に表示される、テキスト文字、または、バナー等の図形からリンクして、前記「売主」が管理運営する前記当該商品を説明販売するオンラインショップのコンテンツの表示へ誘導する方法でも本発明は同様に実現できる。

【0012】

本発明の方法/システムによれば、いかなる連鎖順位、連鎖順番号の当該商品の紹介者が次の紹介者を得るためのオンラインショップのコンテンツの構成は、その大部分の領域が当該商品の商品説明や販売価格表示は同一でありながら、以下に説明する、ほんの一部を変更することで構成できる。

それは、前記商品を「購入」する、及び他の人へ「紹介」するの選択を行う領域の表示部には、上記コンテンツを閲覧する様に誘導した紹介者 I D ごとに、その紹介者 I D 属性情報を「売主」、または、「広告代理店」のサーバ装置で認識できる様に C G I 等で送信機能を組み込んで構成された、当該紹介者 I D 毎のオンラインショップコンテンツとなるように構成するものである。

そして、「売主」または「広告代理店」のサーバ装置からは上記当該紹介者 I D 毎のオンラインショップコンテンツをインターネット通信網にアップロードして、当該前記商品の購入者や、次の連鎖紹介者が、前記通信網のどこからでも閲覧できる様にする。

前記コンテンツは上記の様な構成であるので、多数の紹介者 I D 毎に前記オンラインショップのコンテンツを作成したとしても、コンテンツの大半は同一であるので、さほどその作成に手間がかからない効果があるシステムとなる。

【0013】

ここまで、本発明の1形態の例として、連鎖順位1位の端末装置が、当該商品に付帯された前記当該商品を特定する情報（商品ID）とその商品の説明販売情報他、その商品を「購入」、または「紹介」を選択できる情報のオンラインショップのコンテンツにリンクするURL転送リンク情報を含み一体とした、2次元コードを読み取ることから、前記紹介の連鎖が行われていく方法を説明してきた。

この場合、前記商品の品番毎に、前記商品ID情報と前記URL転送リンク情報を一体化した2次元コードを、別途新たに生成し連鎖順位1位の端末装置に読み込み検知させる必要があるという手間がかかる。

【0014】

これに対し、本発明の別の形態の例として、本商品販売支援システムの紹介連鎖の起点となる前記連鎖順位1位の端末装置は事前に、本発明の商品販売支援システムに前記紹介者として参加表明、又は参加登録して、あらかじめインターネット通信網上にアップロードされている、本発明システムの対象となる商品を見分ける（本発明システムに参加して、紹介連鎖させることが出来る商品であるかを見分ける）ことが出来る商品販売支援システムアプリをインストールできる様にしておく。

これにより、前記アプリを先に起動して、通常一般店舗にて、電子レジスター清算用に、広く一般の商品に付帯して販売されている商品を特定する例えばJANコードやEANコードの2次元コードを前記端末装置が読み取り、当該商品を特定し、売主が事前に了解している、当該本発明の商品販売支援システムに参加している商品であるかが、前記2次元コードを読み取った前記端末装置と、前記、売主のサーバ装置、または広告代理店のサーバ装置との情報データ交換で確認でき、よって、本発明システムの特徴である紹介連鎖を行わせることが出来る。

これにより、本発明システムに参加させるために、対象となる商品に前記JANコードとは別の商品を特定するための2次元コードを付帯させるという、大きな手間を省きながら、当該商品の紹介の連鎖を連続させることが出来る、効率の良い商品販売システムを得ることが出来ることとなる。

【0015】

次に本商品の商品紹介報酬の支払いに関する課題解決手段について説明する。

例えば、当該商品IDに紐づいた、前記連鎖順位1位の紹介者IDの端末装置へ発行送信された2次元コードから誘導されたオンラインショップのコンテンツ上から、顧客（ユーザ）が当該商品の「購入」を選択決定し、当該商品の代金決済が行われた場合、その情報を前記「広告代理店」のサーバ装置受信し、当該商品の「売主」とあらかじめ決められていた当該商品の紹介報酬料の発生を、「売主」へ、かつ、前記連鎖順位1位の紹介者IDの登録者へ前記紹介報酬料の100%の支払い通知を行い、「売主」または「売主」から業務委託を請け負った「広告代理店」が前記紹介報酬料支払うとしてもよいが、また、例えば、当該商品IDに紐いた連鎖順位2位、連鎖番号例えば3番（たとえ4番、5番でも連鎖順位は同じの場合）の紹介者IDへ発行送信された2次元コードから誘導された前記コンテンツ上の同じく、当該商品の「購入」を選択決定した顧客が出現した場合、前記紹介報酬料は、連鎖順位の段数で割った報酬料を分割してそれぞれに連鎖順位上位に分割して支払うと、ルール化しておけば、前記それぞれの連鎖順位1位及び連鎖順位2位の紹介者は前記全体の紹介報酬料の2分の一ずつ分割して支払われる様に、前記「売主」または「広告代理店」サーバ装置は演算、記録蓄積し、各紹介者端末装置へ通知送信できる様にシステムは構成される。

【0016】

上記同様、連鎖順位が多段になり、例えば、N位の紹介者ID登録者のオンラインショップのコンテンツ上からの当該商品の被紹介者の購入行為への紹介報酬料は、全体のN分の1毎を連鎖順位1位からN位までで分け合うこととなる。

前記当該商品の紹介が広がって、連鎖順位の段数が多段に及ぶと、1商品ごとの1紹介者当たりの紹介報酬料が少額になる場合が考えられるが、その場合は、特定企業、また

10

20

30

40

50

は店舗でのみで使用できて、貨幣同様に扱われている、いわゆる、ポイントを前記紹介報酬料として付与する方法としても良い。

また、連鎖順位が低位、例えば4位、5位とかの紹介者ID登録者自身が、当該商品の購入を行った場合、「売主」、及び、「広告代理店」のサーバ装置はそれを探知できるので、その紹介者IDを順次引き上げる、または、連鎖順位1位に格上げる等、適応な運用ルールを決め、当該紹介者の本発明の方法/システムへの参加動機の高揚に役立てることもでき効果を生み出すことも出来る。

【0017】

また、この時、紹介者IDの登録をこれから行おうとする端末装置へ、その登録を今行くと、当該商品IDに紐づいた連鎖順位が何位となるかを事前に表示して、これに不満の場合、当該商品を、まず、「購入」を行い、前記ルールに基づき、その後、前記紹介者IDの登録をおこなうことにより、前記連鎖順位を例えば一位に、または、大幅に上位に登録できるようにすれば、同様に当該商品の販売支援、販売拡大につながる事となる。

また、「広告代理店」のサーバ装置から、本発明システムに参加する複数の商品群を表示したコンテンツをインターネット通信網上にアップロードして、それを閲覧した紹介者ID登録希望者が

そこから紹介したい商品を複数選択し、その紹介者が次の紹介者、又はその商品の購入者を勧誘するオンラインショップを簡単に構築できる様にも構成出来る。

【0018】

また、さらに、「広告代理店」のサーバ装置は当該商品ID毎の商品販売支援紹介の全体の紹介報酬料、前記連鎖順位、連鎖番号の紹介者ID登録状況の記録蓄積による、当該紹介者IDより以下の連鎖人数、自身の紹介手数料等の本発明に係る、記録とその蓄積データを当該紹介者ID毎に連絡通知したり、連鎖している紹介者自身が閲覧したりすることもできるように、分散型記憶台帳（ブロックチェーン）のクラウドデータベースに接続し、前記蓄積データの保全性、公平性を高めたシステムとすることも考えられる。

これらにより、当該紹介者は、当該商品別に、紹介の広がり状況を知ったり、当該商品の人気度合いを詳しく知ることが出来、当該紹介者の次の紹介者に連鎖させる動機を奮起させることの効果も期待できる。

【発明の効果】

【0019】

以上説明した、本発明は以下の大きな効果が考えられる。

(1) 特定の商品に対し、その商品紹介するユーザを親、子、孫の様に次々と連鎖させて増やすことが出来き、その連鎖順位、連鎖順番を紹介者ID毎に設定、記録でき、商品紹介連鎖の広がりを「売主」、「広告代理店」及び、各紹介者IDの登録者も知ることが出来き、効果的に宣伝、販売拡大につなげることが出来る。

(2) また、商品を特定するために商品に付帯したJANコードを読み取って、前記特定の商品に紐づいた紹介者IDを登録できる様にアプリが組み込まれた端末装置を使用する場合は

本発明システムの為に商品に付帯する2次元コードは、通常一般に市場で広く使われているJANコード(JIS規格)やEANコードを使用でき、大変、運用しやすく、効率の良い商品販売支援システムを構築できる効果がある。

(3) サーバ装置は登録された前記紹介者ID連鎖順位を把握し、その末端で商品購入者が出現した場合、直列で連鎖する、連鎖順位の上位の紹介者全てに、その紹介連鎖順位の段数で割った紹介報酬料を分配できる様に処理通知できるので、紹介連鎖に係る紹介者の紹介意欲、販売支援意欲の向上につながる効果が期待できる。

(4) 前記紹介者IDを登録時に連鎖順位が低位(4, 5位等)となる場合、紹介者が自ら、購入者となり、その後、紹介者IDを登録要求した場合、その連鎖順位を大幅に上げる、または連鎖順位1位にする等の運営を行うこともでき、紹介者の本発明システムへの参加意欲の醸成に繋げることが出来る。

(5) 「広告代理店」のサーバ装置がアップロードする本発明システムに参加す

10

20

30

40

50

る複数の商品群から、ユーザの端末装置が商品を選択し、ユーザの為の新たな複数の商品を販売紹介できるオンラインショップを簡単に構築でき、紹介者ユーザを沢山増やすことが出来る。

(6) 商品別に連鎖する連鎖順位別の紹介者IDの連鎖広がり記録とその紹介報酬料の蓄積

データ、紹介者IDの連鎖順位の入れ替わり等の蓄積データを分散型記憶台帳(ブロックチェーン)のクラウドデータベースとし、前記蓄積データの保全性、公平性を高め

ることが出来る

【図面の簡単な説明】

【0020】

【図1】本発明に係る商品販売支援システムの概要を示すシステム構成図である

【図2】本発明に係る商品販売支援システムを構成する要素の役割機能を示す図である。

【図3】本発明に係る商品販売支援システム全体のハードウェアの構成要素の一例を示す図である。

【図4】本発明に係る紹介者IDの連鎖と「売主」、「広告代理店」のサーバ装置での2次元コードの生成送受信等のシーケンスの一例を示す図である。

【図5】あらかじめ販売支援システムに参加するためのアプリを端末装置にインストールして 本発明の販売支援システムを動作させる場合のシーケンスの一例を示す図である。

【図6】本発明に係る商品販売支援システムにおける連鎖した紹介者への紹介報酬の支払いを行う ための情報伝達シーケンスの一例を示す図である。

【図7】(a) 本発明の販売支援システムの参加商品であることを示す印があり、かつ、商品IDの2次元コードを表示する商品に付帯する紙タグの例である。(b) 本発明の商品販売支援システムに係る、商品ID毎で紹介者ID、その親紹介者ID情報を含んだ、オンラインショップへのリンク先情報が生成されるQRコードのデータ構成の一例を示す図である。

【図8】本発明の販売支援システムへの参加者が新たなオンラインショップを構築する方法を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0021】

これより以下に、本発明システムを実施するための形態を説明するのであるが、商品の紹介者ID登録を連鎖して行わせるため、同じような名称の本発明システムを構成する要素が記載され、説明が混乱しやすいので、ここで、分かりやすく説明するための、以下の構成要素を異なる表現をした場合でも、同一要素であることを明記しておく。

第1の端末装置は端末装置1と、第2の端末装置は端末装置2と、第3の端末装置は端末装置3と同一である。

第1の紹介者IDは連鎖順位1位の紹介者ID1-1と、第2の紹介者IDは連鎖順位2位の紹介者ID2-1と、第3の紹介者IDは連鎖順位3位の紹介者ID3-1と同一である。

第1の2次元コードは2次元コード1-1と、第2の2次元コードは2次元コード2-1と、第3の2次元コードは2次元コード3-1と同一である。

第1のオンラインショップはオンラインショップ1C1、又は2C1と、第2のオンラインショップはオンラインショップ1C2、または2C2と、第3のオンラインショップはオンラインショップ1C3と同一である、ことをここで明記しておく。

【0022】

以後、これより、本発明の商品販売支援システム1Sにおける、第1の実施形態について説明する。

図1は本発明に係る商品販売支援システム1Sの概要を示すシステム構成図である。

インターネット通信網1Nに接続された、例えば商品1Aを販売したい「売主」のサーバ装置1Bは、顧客がその商品の「購入」ボタン1Ca、または、「紹介」ボタン1Cbを押し、

10

20

30

40

50

その意思を示されるように表示した、オンラインショップコンテンツ1Cをインターネット通信網1Nにアップロードする。

一方、一般の店頭や、すでに販売されて消費者の手元にある前記当該商品1Aに付帯された

紙タグや、本商品を販売宣伝拡販したいパンフレット等には2次元コード（QRコード（商標））1Qが表示されている。

【0023】

この2次元コード1Qは、インターネット通信網1N上で前記商品を宣伝するための別のコンテンツ上に表示しても良い、または、前記QRコード1Qがリンク転送する、インターネット上のURLへリンクする情報を埋め込まれた、画像、またはテキスト文字等で表示される場合もある。

10

そして、前記2次元コード1Qには、商品1Aを特定する商品IDと、その前記オンラインショップコンテンツ1Cへリンクして閲覧するためのURL情報が組み込まれている。

【0024】

ここで、次に、例えば携帯端末装置（例えばスマートホンや携帯タブレット）1の1を持つユーザが前記QRコード1Qを読み込み、その情報データからリンクして、オンラインショップコンテンツ1Cを閲覧し、「紹介」ボタン1Cbを選択すると、サーバ装置1Bは該当する商品ID毎に、例えば、連鎖順位が1位、連鎖順番が1番として、それを記録した紹介者ID1-1の紹介者情報データ1D1の情報と、紹介者ID1-1の属性データを含んだ新たな「購入」「紹介」を選択できるオンラインショップコンテンツ1C1へのリンク先URL情報も組み込んだ新しいQRコード1-1を生成し、端末装置1の1へ送信する様に構成される。

20

一方、これと同時に、サーバ装置1Bは、前記オンラインショップコンテンツ1Cにおいて、前記QRコード1-1の生成データに同期して、商品説明内容は同じで、「購入」ボタン1Caと紹介ボタン1Cbには、紹介者ID1-1の属性情報を組み込み変更したオンラインショップコンテンツ1C1を新たに生成し、それをアップロードして、そのコンテンツで、新たなユーザー（顧客）が「購入」ボタン、又は、「紹介」ボタンを押した場合、それをサーバ装置1Bへフィードバックする様構成した、新たなオンラインショップコンテンツ1C1を生成し、インターネット1N上にアップロードするよう構成されている。

【0025】

30

次に、端末装置1の1のユーザから、商品1Aの紹介、推薦を受けたユーザ（顧客）の2の1の端末装置が、端末装置1の1の画面に表示された2次元コード1-1を読み取り、そこからのリンク情報により、前記したオンラインショップコンテンツ1C1を閲覧する。

ここで、前記同様、そのコンテンツ1C1で「紹介」ボタンを押すと、サーバ装置1Bが、この紹介者の紹介者IDを2-1とし、連鎖順位2、連鎖順番1とした、紹介者情報データ1D2として紹介者情報データベースIDに記憶し、前記同様の機能を有する2次元コード2-1を生成し、端末装置2の1に送信し、さらに前記同様に同時に、新たなオンラインショップコンテンツ1C2をアップロードする。

これを繰り返し、次に、端末装置3の1には、新たに生成された2次元コード3-1を送信し、同じく、新たなオンラインショップコンテンツ1C3をアップロードして、さらに、端末装置4、5へさらに多くのNのNへと紹介者IDの登録が広がり、商品1Aの紹介推薦が連鎖して大きく広がる商品販売支援システムが構築されるよう構成されている。

40

【0026】

ただし、ここで、紹介者ID、2-1の2次元コードを読み取った端末装置3の2のユーザ（顧客）がオンラインコンテンツ1C2を閲覧し、当該商品の「紹介」ではなく「購入」1C2aを選択した場合、紹介者情報データベース1Dには、1D3の様に記録され、端末装置3の2のユーザへの紹介者である親紹介IDは2-1であることが矢印で示す確認1D4で確認できる。

50

さらに、その紹介者ID、2-1のさらにその親紹介IDは紹介者情報データ1D2の表から紹介者ID、1-1であることが、矢印で示す確認1D5により、紹介者情報データベース1Dの表の1D2から把握できることが分かる。

よって、後に詳しく説明するが、端末装置3の2のユーザが当該商品を購入した紹介報酬は

端末装置2の1と、端末装置1の1のユーザへ支払うという処理記録がサーバ装置1Bで行われる様に構成されている。

これは、本発明の商品販売支援システムにおいて、紹介の連鎖順位が多段に及び、その低位の

端末装置からでも、前記紹介者情報データベース1D記録を前記述の様にたどれば、分割支給すべき、紹介者ID、端末装置が判明できることは自明である。

【0027】

次に、本発明の構成、機能をさらに詳しく説明する。

図2は本発明に係る商品販売支援システムを構成する要素の役割機能を示す図である。ここでは、本発明システムにおいて、新たな商品2Aが紹介対象商品として増えた場合も含めて説明する。

ユーザ（顧客）が保有する端末装置1の1は「2次元コード読み取り部」を有し、インターネット通信網1N経由、当該商品の売主が管理運営するサーバ装置1Bからの前記で説明した、商品1A、又は2Aのオンラインショップコンテンツ1Cまたは2Cの「商品ID、商品情報設定部」1BA1での商品情報表示アップロード処理を行う。

また、その後、端末装置1の1から例えば前記コンテンツ1Cでの商品紹介ボタン1Cbを押されたとき、サーバ装置1Bにおいて、商品1A（商品IDが1A）または商品2A（商品IDが2A）等の商品ID別に、紹介者情報記録データベース1Dでは、端末装置1の1向けに、連鎖順1位、連鎖順1番として、親紹介者IDが無し、とした紹介者ID、1-1を設定、その記録を図1で示す紹介者情報データベース1Dの記録1D1として記憶させる。このような処理を図2のサーバ装置1Bの「紹介者ID登録処理部」1BB1が行う。

【0028】

そして、さらに、サーバ装置1Bでは、前記商品ID、紹介者ID別の紹介者情報データ1D1の情報と、前記商品ID別で、紹介者ID別に設定されるサテライトショップコンテンツ1C1、1C2等

（商品2A用には、コンテンツ2C1、2C2等）をインターネット1N上にアップロードする「紹介者ID別コンテンツ生成処理部」1BB3を設けている。

さらに、サーバ装置1Bは、前記紹介者IDが割り振られ登録された端末装置1の1の為に、前記紹介者情報データ1D1の情報が組み込まれた新たな2次元コード（QRコード（商標））を生成する

「2次元コード生成送信処理部」1BB2が設けられているので、ここで生成された2次元コードは

インターネット通信網1Nを経由して、端末装置1の1では、図1での2次元コード1-1として表示、次の商品紹介者（商品販売支援者）、例えば、2の1または2の2の端末装置の保有者へ、当該商品の購入、または、紹介の推薦、勧誘のための、起動情報の役割、機能を有している。

【0029】

こうして、さらに例えば、2の1の端末装置に表示された2次元コードを3の1の端末装置が読み取る等を繰り返し、連鎖順N位で連鎖順N番の端末装置まで同様の商品販売の紹介の連鎖を行い、販売支援の輪を非常に大きく広げられる、画期的な構成を本発明システムは得ることが出来る。

図2での説明では、端末装置2の1、3の1、NのNはそれぞれ、登録される紹介者IDは異なるが、他は、ほぼ同じ機能を有して、本発明システムの構成、機能は実現される。

ただし、ここで、例として、前記同様にインターネット通信網1Nに通信接続される3の

10

20

30

40

50

2の端末装置では、当該商品の「紹介」ではなく、「購入」が選択された場合の説明は、その連鎖順位が上位（親紹介者ID）の端末装置、2-1、及びそのさらに親IDの端末装置1-1へ紹介報酬料の支払いが発生するので、その説明は新たな発明の形態として、後に詳しく記述する。

【0030】

次に、本発明の商品販売支援システムの実施形態におけるハードウェアの構成例を説明する。

図3は本発明に係る商品販売支援システム全体のハードウェアの構成要素の一例を示す図である。

本発明の商品販売支援システム1Sでは、商品1Aに付帯された2次元コード1Qがある。

また、その2次元コード1Qを、カメラ301を内蔵し、「2次元コード読み取り部」、「商品画像表示部」「ボタン入力処理部」「新たな2次元コード表示処理部」がインターネット通信網1Nに繋がり、相互情報交換通信を可能とする、「端末通信処理部」とデータ処理を行えるように、同様な機能を有してハードウェア構成された、携帯電話（スマートフォン）等の複数の端末装置群1の1～NのNが存在する。

【0031】

同じく、インターネット通信網1Nに繋がった当該商品の「売主」の運営管理するサーバ装置1BAがあるが、ここからは、「売主」のサーバ装置1BAと、本発明システムの紹介者IDの登録管理や紹介者報酬料演算処理等を「売主」から委託を受けて行う「広告代理店」のサーバ装置1BBに分けて本発明システムを運営する例として説明する。

本発明の商品販売支援システムにおいて、当該商品が、複数、多様な商品に渡って考えられることから、本システムで扱う商品の売主がやはり複数に至ることが想定される。

この場合に、前記サーバ装置の機能役割を、「売主」の管理運営するサーバ装置1BAと、各複数の売主から、同じく複数の商品の販売支援を請け負う者を「広告代理店」とし、その管理運営サーバ装置1BBに分離して、本発明システムを運営する方が、当該対象商品数の拡大に適応でき、効率的な運営が可能となる。

【0032】

そこで、売主のサーバ装置1BAには、本発明システムの紹介対象商品として、その商品の品番やまたは、商品固有に割り振られている、生産国別、製造者別、商品大分類、品番別等にコード番号が設定されるJANコード（JIS規格）を商品IDとし、オンラインショップに商品販売情報を掲載するための「商品ID、商品情報設定部」1BA1を、また、「商品代金決済、発送処理」1BA2を行う機能を有する。

また、ユーザ（顧客）が紹介者登録を行う時、売主によっては、先に当該商品の購入履歴が無ければその登録を許可しない等の制約を出来る様に、「紹介者ID登録許可部」1BA3機能を設けたり、さらに、1商品当たりの紹介報酬料を、商品の製造、仕入れ原価を考慮し、売主が決定、変更できる様に「紹介報酬料決済処理部」1BA4を設けている。

これらの情報は、サーバ装置A通信部を通じインターネット通信網1N経由端末装置1の1からNのNと、かつ広告代理店のサーバ装置1BBと前記記載の情報の通信交換が出来る様に構成されている。

【0033】

さらに、「広告代理店」のサーバ装置1BBでは、「サーバ装置B通信部」が前記のネットワーク通信部1Nに接続されている。そして、売主のサーバ装置1BAにおいて、紹介者IDの登録許可を受けた紹介者に対し、前述の図1で説明の紹介者情報データベース1Dの1D1や1D2の様に、当該紹介者の連鎖順位、連鎖順番、親IDを記録し、紹介者IDを設定する「紹介者ID登録処理部」1BB1を有し、さらに、当該商品ID、及び、前記紹介者ID、そして、これら毎に設定されるオンラインショップコンテンツのリンク先情報データを組み込んで2次元コード（QRコード（商標））を生成する「2次元コード生成処理部」1BB2を設けている。

そして、紹介者IDごとに、その固有情報を有するオンラインショップコンテンツをイ

10

20

30

40

50

ンターネット通信網にアップロードする「紹介者ID別コンテンツ生成処理部」1BB3がある。

ただし、この「紹介者ID別コンテンツ生成処理部」1BB3は、売主の管理するオンラインショップコンテンツにおいて、商品情報の変更、設定の処理が大半なので、売主のサーバ装置1BAに設ける構造としても良い。

次に、「紹介者データ記憶処理部」1BB4及び、「紹介報酬料演算処理記録部」1BB5があるが、これらは、本発明の別の形態として説明するので、追って後記述する。

【0034】

ここで、本発明システムに係る端末装置1の1～NのNにおいて、紹介の連鎖がどの様に行われ、機能するかを説明する。

オンラインショップコンテンツでの商品説明画面311は、本発明システムに係る全ての端末装置に、商品の説明情報は同じ内容が表示される。しかし、「購入」「紹介」選択画面312は、先に登録された紹介者IDの属性情報が組み込まれている。よって、これらを表示している前記コンテンツ（図3では、311と312）を見た他のユーザ（顧客）の端末装置にて前記選択が行われた時、その前記コンテンツをインターネット通信網1Nにサーバ装置1BAまたは1BBからアップロードさせた、端末装置の属性、すなわち、前記述の前記端末装置の紹介者ID情報を、サーバ装置1BAまたは1BBへ発信する様に、いわゆるCGI命令が組み込み構成されている。

ここで、画面312で例えば、端末装置1の1のユーザが「紹介」を選択した時、サーバ装置1BBの「2次元コード生成処理部」で生成された2次元コードが、表示画面313で表示される。

これは、次の紹介者を勧誘連鎖させるためのもので、例えば、次の紹介者候補の端末装置2の1に読み込んでもらうために表示する、となる様に構成されている。

【0035】

現代社会では、ほとんどの社会人が携帯電話の端末装置を保有する、インターネット通信網1Nと通信接続する携帯電話（スマートフォン）を、本発明システムでは、今まで前記述してきた端末装置とすることにできるので、多種多様な商品の販売支援の為の連鎖する紹介者が爆発的に増やせる可能性がある。

また、前記の商品IDとして、広く一般市中で販売されている商品に付帯している、当該商品固有の番号が割り振られている2次元コード（JANコード）を使用するのであるから、新たに、商品を特定するための2次元コードを付帯させる必要もなく、本発明システムの対象商品数が短期間に、コストを掛けずに、飛躍膨大となることが想定される。よって、図1で示す商品ID毎で、紹介者ID登録毎の情報が組み込まれたオンラインショップの商品情報データは膨大な記憶容量を必要とすることが考えられる。そこで、これらの情報データを図3の「クラウドデータベース」3CDを新たに設定して、インターネット通信網に接続し、本発明システムを構築してこれに対応することも出来る。

【0036】

ここで、本発明システムの発明の同じく第1の実施形態の動作シーケンスについて説明する。図4は本発明システムに係る紹介者IDの連鎖と「売主」、「広告代理店」のサーバ装置での2次元コードの生成送受信等のシーケンスの一例を示す図である。

ここまでに、本発明システムの第1の実施形態に関し、その構成、機能は説明してきたので、より理解を深めるための動作フロー、シーケンスの要点を説明する。

当該商品1Aに付帯の2次元コード1Qを端末装置1（1の1）が読み取り、オンラインショップの商品コンテンツの情報リンク先を得ることにより、サーバ装置A、1BAよりオンラインショップコンテンツの商品情報送信401が端末装置1（1の1）への送信で行われる。

【0037】

次に、端末装置1（1の1）では、上記コンテンツの商品情報表示402（図2では図中1Cで表している）している間に、「紹介」1Cbを選択し、その商品の紹介者ID登録要求403を行う。それを受けた「売主」のサーバ装置A（1BA）は、商品IDに紐づけて紹介者IDの

登録許可404を、例えば「広告代理店」のサーバ装置B(1BB)へ通知送信する。

ここで、「売主」のサーバ装置A(1BA)経由端末装置1(1の1)からの紹介者ID登録要求403後に、「売主」の許可を必要とするのは、端末装置1(1の1)のユーザが当該商品の紹介連鎖の起点となるので、その後の紹介の連鎖を依頼して行くにふさわしい信用があるか否かを「売主」が判定できる様にするためである。

【0038】

さらに次に、例えば「広告代理店」のサーバ装置B(1BB)は端末装置1(1の1)用QRコード1-1、(2次元コード)を生成送信405し、端末装置1(1の1)がそれを受信する。

この時生成されるQRコードのデータ構成の1例を、図7(b)に記載したので説明する。

図7(b)は本発明の商品販売支援システムに係る、商品ID毎で紹介者ID別の情報を含んで

生成されるQRコードのデータ構成の一例を示す図である。

紹介者IDごとに生成されるQRコードのデータ構成例7bは、左から、本発明システムの基本構成要素情報サイトへリンクするURL7b1、商品ID7b2、紹介者ID7b3、そして、その紹介者を先に紹介した親紹介者ID7b4のデータ構成で生成される。

【0039】

ここで、もし、紹介者IDの連鎖順位番が、例えば7-1位と低かった場合は、図1の紹介者情報データベース1Dの表に基づき、前記同様、その親の紹介者IDをさかのぼり、親紹介者ID7b4は紹介者ID、6-1となり、またさらに、その親紹介者ID、5-1、またさらにその親紹介者ID、4-1という様に、前記QRコード7bは生成されるよう構成され、また、さらにその前の紹介者が存在すれば、親の親の紹介者ID、さらに、その前の親紹介者IDと続き、紹介者IDの起点の紹介者ID、1-1までさかのぼり、続いて、QRコードの情報データ構成許容量範囲内であれば、コード情報を生成できるものとなる。

前記で説明のQRコードのデータ構成例7bは、また、コード情報7b1を本発明システムのオンラインショッピングコンテンツページ集のサイトURLとし、次のコード情報、商品ID、7b2をそのサブページURLとし、そして、次のコード情報の紹介者ID、7b3で、図3の画面312、313に該当する紹介者IDの属性情報を組み入れることが出来るようにも構成するものである。

【0040】

次に、本発明の商品販売支援システム1Sにおける、第2の実施形態について説明する。

図5はあらかじめ本商品販売支援システムに参加するためのアプリを端末装置1(1の1)等にインストールして本発明の商品販売支援システムを動作させる場合のシーケンスの一例を示す図である。

まず、今まで説明してきた、本発明システムの紹介連鎖の起点となる端末装置1(1の1)がインターネット通信網1Nに、「売主」端末装置A、1BA、又は「広告代理店」の端末装置B、1BBが事前にアップロードした「商品販売支援システムアプリ」51をダウンロードし、インストールする。図5のシーケンス図では501の状態である。

このアプリ51には、端末装置のカメラ301に接続している図3の「2次元コード読み取り部」で

市場で広く使われている、生産国別に、かつ、各商品へ固有なコード番号の商品識別情報が割り振られ、付帯されているJANコード(JIS規格、国際的にはEANコードとも称されている)情報を読み取れる様にする、図5での、商品2次元コード読み取り502の状態を示す。

【0041】

よって、ここで、端末装置1(1の1)は特定の指定商品(商品IDを設定する商品)を識別し、特定できるので、その商品が本発明システムに参加している特定商品かを「売

10

20

30

40

50

主」のサーバ装置A、1BA（又は「広告代理店」のサーバ装置B（1BB））に問い合わせ、商品情報要求503を行い、商品情報、例えば、詳しい商品説明のオンラインショッピングコンテンツ1Cや2Cの情報を得る。

この時のコンテンツ1Cや、2Cは、「売主」の委託を受けた「広告代理店」のサーバ装置B（1BB）から発信されても何ら問題はない。

【0042】

そして、端末装置1（1の1）では、例えば、コンテンツ1Cを閲覧し、「購入」1Ca または、「紹介」1Cbから、例えばここで、「紹介」1Cbを選択したとすると、コンテンツ1Cに組み込まれたCGIフォーム機能により、商品ID情報と紹介者としての氏名他個人情報の必要事項情報を入力し、紹介者ID登録要求505を行う。

次に、それを受けた「売主」のサーバ装置A（1BA）は、その登録の許可否を判断して、商品ID毎の紹介者IDが許可506の場合は、「広告代理店」の端末装置B（1BB）へそれを通知する。

そして、次の工程として、サーバ装置B（1BB）は、前記CGIのフォーム機能を反映させて、前記紹介者IDの属性情報の組み込まれた、端末装置1用QRコード生成送信507を端末装置1（1の1）へ行う。

このQRコード情報データ、（図7で説明する7bのコード情報をQRコード画素図形に生成したデータ）を受け取った端末装置1（1の1）はこれから紹介を連鎖させる起点となり、これを端末装置2（2の1）に読み取ってもらい、サーバ装置AまたはBが、インターネット通信網1Nへ紹介者ID1-1の登録と同時にアップロードしてくれた、例えば紹介者ID1-1の属性が組み込まれたコンテンツ1C1の閲覧を、例えば、次のユーザ端末装置2（2の1）が行うことを示しているのが商品情報表示508で示したシーケンスである。

以後、本発明システムは前記発明の第1の実施形態での説明と同様に、紹介の連鎖を行うことが出来る。

【0043】

かかるように、本発明の第2の実施形態は、本発明システムの紹介対象となる商品特定するのに、デパート店舗、スーパーマーケット等、一般に広く様々な商品に付帯されているJANコード（JIS規格、又は海外ではEANコード）を読み取り当該紹介商品特定することができる。

よって、当該商品に、新たな2次元コードを設定し、付帯させるという手間は大幅に削減できる効果がある。また、本発明システムは、その様なものであるが故に、紹介の連鎖を行い、販売支援を行える対象商品の種類は膨大になっても対応できることが想定される。

【0044】

例えば、1000種類ほどの商品の販売説明が掲載されている冊子を広く市中に配布しているカタログ通信販売冊子があり、冒頭に、本販売支援システムの趣旨紹介と前記商品販売支援システムアプリ51のインストールを端末装置1（1の1）等に誘導する例えば2次元コード（QRコード）52（又は図7（a）の7a2）を記載する。

そして、前記その冊子の中で、前記1000種類の商品の中から、本発明システムに参加する商品を売主、または、当該広告代理店が例えば100種類ほどに商品を選択し、それらの商品の販売説明近傍に、本発明システムに参加している旨の図7（a）で説明のマーク7a1と、例えば前記JANコード7a3やその商品に個別の番号を一緒に記載して、ユーザの端末装置に読み取る、又は入力させることから、本発明システムの商品別の紹介連鎖を行わせることも可能となる。

前記、カタログ通信販売冊子をいわゆる、インターネット通信網1Nにアップロードして数千種類の商品を販売するネット通販のショッピングモールに置き換えても、同様効果を発揮するのは自明である。

これらの実現にはかなり大きな記憶容量のデータベースを必要とするが、前記図3の「クラウドデータベース」3CDをインターネット通信網1Nに接続されたクラウド方式

10

20

30

40

50

のサーバ装置に設けることで実現できる。

【0045】

次に、本発明の商品販売支援システム1Sにおける、第3の実施形態について説明する。

前記図4では本商品販売支援システム1Sの第1の実施形態の動作シーケンスを示し、端末装置1用のQRコード生成送信405までの説明を行っている。

また、前記図5では、同じく、本発明システムの第2の実施形態の動作シーケンスを示し、端末装置1(1の1)用のQRコード生成送信507までの説明も行っている。

図6は本発明に係る商品販売支援システム1Sにおける第3の実施形態として、連鎖した紹介者への紹介報酬の支払いを行うための情報伝達シーケンスの一例を示す図である。

図中、前記の端末装置1(1の1)用のQRコード生成送信405、又は507からは、本発明システムの第3の実施形態としての動作シーケンスは共通である。

【0046】

前記生成された端末装置1(1の1)用QRコードの表示601を端末装置1(1の1)で行う。

次に連鎖勧誘するユーザの端末装置2(2の1)のカメラ301経由2次元コード読み取り部で、そのQRコード情報を読み取る。

そして、インターネット通信網1Nにサーバ装置A(1BA)、またはB(1BB)があらかじめアップロードしておいた、リンク先のオンラインショップコンテンツの、例えば、1C1、又は2C1の表示を、端末装置2(2の1)が行う動作シーケンスが商品情報表示602である。

ここで、例えば、端末装置2(201)のユーザが前記商品のコンテンツ1C1で「紹介」を選択した場合、紹介者ID登録要求603が行われ、サーバ装置A(1BA)及びB(1BB)が受信し、例えば図1の紹介者データベース1Dの中の紹介者ID2-1の紹介者情報データ1D2として記録される。この時、前記紹介者情報データ1D2は商品IDは1A、端末装置は2の1、紹介者IDは2-1、連鎖順位2、連鎖順番1、親IDを端末装置1(1-1)として記録される。

次に、サーバ装置A(1BA)またはサーバ装置B(1BB)が前記紹介者ID登録604を行い、サーバ装置B(1BB)は前記商品IDのオンラインショップコンテンツへのURLリンク情報を組み入れた、かつ、端末装置1(1の1)に紐付いた端末装置2(2の1)用QRコード生成送信605を行う。

【0047】

ここで、前記同様、端末装置2(2の1)の画面に表示された前記のQRコード2-1を端末装置3(3の2)が読み取って、商品情報要求606、商品情報表示607により、オンラインコンテンツ1C2を閲覧し、商品購入決定608、「購入」ボタン1C2aが押されたとき、ただちに、商品代金決済、商品配送通知609がサーバ装置A(1BA)と端末装置3(3の2)間で行われる。

【0048】

これを受けて、売主のサーバ装置A(1BA)と広告代理店のサーバ装置Bとで、商品代金決済情報、紹介料計算情報交換610が行われ、その結果、この例の場合は、売主からの紹介報酬料として、端末装置2(2の1)のユーザへは、前記商品の1商品当たりの紹介報酬料全体の2分の1を、その親の紹介者として端末装置1(1の1)のユーザへ同じく紹介報酬料の2分の1をそれぞれに分割して支払う様、サーバ装置BからAへ指示611があり、その指示に基づき、「売主」のサーバ装置A(1BA)が支払いの通知612を端末装置1(1の1)、及び、端末装置2(2の1)に同時に行い、それを実行する。

【0049】

同じく、本発明システムにおいて、紹介に連鎖が、多段になった場合の、例えば、端末装置Nからの商品購入時には、紹介料1/(N-1)の分割の紹介報酬料が端末装置1からN-1に支払われる613、の様に本発明システムを構築されるものである。

本発明の商品販売支援システムは今まで説明してきた通り、非常に多くの売主の多種多

10

20

30

40

50

様な商品種類で、その商品に関わる多くの紹介者に紹介の連鎖をさせて、購入勧誘、または紹介を行う、商品販売支援するシステムになるので、下記の様な適正な運用で本発明システムに係る、売主、広告代理店、紹介者ともに、大いに利益を得れる可能性が生じる。

【0050】

例えば、図7(a)は、各商品、例えば図5で示す商品1Aや商品2A等に付帯されている、商品の識別を示す紙タグ7aの記載例である。

この商品が本発明の商品販売支援システムに参加していることを示す、本発明システムのシンボルマーク7a1、その横に、前記図5で説明した、本商品販売支援システムアプリ51へリンクするQRコード7a2を、その横に、当該商品固有の識別を行う2次元コード(JANコード)7a3、及び、その上に本商品の販売価格表示7a4が記載されている。

10

【0051】

百貨店や各種店頭で、沢山の商品が展示されている中で、このような紙タグの付帯された商品があれば、ユーザ(顧客)が保有する端末装置(携帯電話、スマートフォン)で、これらの2次元コードを読み取らせて、前記図5の動作シーケンス501, 502, 503を行い、その商品の紹介者ID登録を手間なく行うことが出来、前記述の紹介の連鎖を他のユーザ(顧客)に行わせ、以下、自分より下位の連鎖順位、連鎖番号の紹介ID登録者を増殖させて、より大きな紹介報酬を得られる様に参加者を動機付けし、本発明システムの運用を行うことが出来る。

【0052】

この場合、前記売主、広告代理店は、前記2次元コード7a3は、一般に市場のほとんどの商品に固有に割り振られているJANコード(JIS規格、海外ではEANコードという場合がある)が使用できる。また、前記マーク7a1を広く一般に認知させる努力をすれば、本発明システムに参加する商品、及び、ユーザ(顧客)は飛躍的に拡大させることが出来る。

20

また、ここで、本発明システムの紹介連鎖を、インターネット通信網上で行う場合は、オンラインショップのコンテンツ内に、前記マーク7a1の表示や、テキスト等でも、ブラウザ上のそれらから、リンクして前記商品販売支援システムアプリを起動させたり、そのアプリのもとで、当該対象の商品はその画像、または、商品名のテキストデータからリンクさせて、当該コンテンツの1C1、1C2、または2C1、2C2の閲覧が出来る様な構成もできるものである。

30

【0053】

(2) 本発明システムにおいて、端末装置による紹介者IDの登録時の連鎖順位が例えば5位、または6位等と、多段(ここでは低位という)になるある場合、前記紹介者IDの登録を行った後に、そのコンテンツページで当該商品の購入を行った場合、前記紹介者登録IDの連鎖順位を上げる、または、起点の1位にする等の運用ルールを公開しておけば、当該商品の紹介者自からが、購入者になる等の動機付けに役立つことが考えられる。

またここで、連鎖順位が非常に低位になる紹介連鎖を防ぐために、例えば、連鎖順位が7位に位置づけられる紹介者IDの登録要求614が端末装置からあった場合、サーバ装置AまたはBは、その紹介者ID登録不許可615とし、「他の商品をお選びください」または、「この商品の購入を選択し、その後紹介を選択、紹介者ID登録を行ってください、連鎖順位が1位にアップします。」等の返信情報616を伝えることが出来る様に構成し、当該商品の紹介意欲の低い、紹介者を排除する様にすることもできる。

40

【0054】

次に、本発明の商品販売支援システム1Sにおける、その他の実施形態について説明する。

図8は、本発明の販売支援システムへの参加者が新たなオンラインショップを構築する方法を示す図である。

「売主」のサーバ装置1BA、または「広告代理店」のサーバ装置1BBが複数の本発明システムに参加する商品群のオンラインショップ81をインターネット通信網1Nへアップロードする。

50

前記オンラインショップ 8 1 には、本発明システムに参加している商品販売コンテンツ 8 1 1 から 8 1 3 が展示されており、その本発明システムに参加していることを示す目印 7 a 1 と紹介者 ID の属性が組み込まれた 2 次元コード 1 - 1、及び、「購入」、又は、「紹介」 8 1 b を選択できる手段がある。また、別途、本発明システムに参加していない商品のコンテンツ 8 1 4 もが混在して表示が行われる。

【0055】

ここで、新たに本発明システムに参加するユーザの端末装置で、前記オンラインショップ 8 1 を閲覧し商品コンテンツ 8 1 1、8 1 2、8 1 3 を選択し、それぞれ商品コンテンツの 2 次元コード 1 - 1 を読み取る、または、「紹介」 8 1 b を選択し、それぞれの紹介者 ID 登録を行うことにより、前記商品の説明コンテンツを並べた、新たなオンラインショップ 8 2 を構成できる。

10

この時、新たに構成されたオンラインショップ 8 2 での商品コンテンツ 8 2 2 では、次に連鎖する紹介者を勧誘するとして、その紹介者 ID の属性情報が組み込まれた 2 次元コード 2 - 1 や「紹介」する手段（ボタン） 8 2 b を表示する。

しかし、商品コンテンツ 8 2 1、8 2 2 では、次に紹介連鎖させることを求めず、「購入」のみを決断させる手段（ボタン） 8 1 a、のみを選択表示する様にも出来る様にしておけば、さらに、柔軟性に富んだ新たなオンラインショップ 8 2 を構成することもできる。

【0056】

この様な構成を得ることにより、本発明システムに参加する新たな紹介者 ID 登録をしようとするユーザは、「売主」、または「広告代理店」が作成し、先にインターネット通信網 1 N にアップロードされて、複数の商品が展示されているオンラインショップ 8 1 を閲覧し、ユーザの端末装置で任意の商品の前記 2 次元コード 1 - 1 を読み取る、またはブラウザ上から「紹介」 8 1 b を選択することにより、新たなオンラインショップ 8 2 を、手間暇かけず、簡単に前記インターネット通信網 1 N 上に構築することができる。

20

つまり、例えば、現代の社会人のほとんどが持っている携帯端末装置（スマートホン）で、簡単に、手間いらずで、様々な商品を販売、紹介して、紹介報酬料の金銭、または、特定買い物が出来るポイントを手続きできるオンラインショップを構築することが出来る。

そして、そのオンラインショップで商品が「購入」されたときは、売主がオンラインショップの商品展示、商品種類拡大、メンテナンスや購入者との商品代金の決済、発送を全て行ってくれ、その商品の紹介報酬料だけが携帯端末装置のユーザへ送金されるという、新しい流通形態が生まれることになり、産業上大きな効果が期待できる。

30

【0057】

本発明システムを利用するいろいろな商品の売主、又は広告代理店は、市場評判も、社業状況も複数、多様な状況になることが考えられる。

例えば、前記述したように、紹介の連鎖が広く行われ、多くの連鎖順位、番別に紹介者 ID が登録された商品 ID 別の紹介者情報データ 1 D 1 や 1 D 2 を、売主、及び、商品の都合により削除せざるをえない例も出てくることも考えられる。

また、売主の管理運営するサーバ装置 A（1 B A）や広告代理店のサーバ装置 B（1 B B）が故障し、前記同様に紹介者情報データ 1 D 1 や 1 D 2 を喪失する事故等がある日、突然起こることも考えられる。

40

【0058】

そこで、前記述の図 1 で説明した、商品 ID 別の紹介者情報データベース 1 D を、本発明システムに係る複数の関係端末装置からアクセス可能で、記憶保持可能とする、分散型記憶台帳（ブロックチェーン）によるクラウドデータベース 3 C D とし、例えば多数の商品 ID 別の売主が、逐次新規の紹介者 ID 登録や、その親 ID 記録の追加記録、変更を共有は出来るが、改ざんはできない、また、特定の商品 ID に係る前記述の紹介者情報データベースの 1 D の一部データの突然の消失事故等の場合でも、多くの「売主」他で共有しているので、それを容易に復帰させれる手段を得るので、その修復対応も容易に可能となる。

【0059】

50

さらに、前記クラウドデータベース 3 C D の内容を各商品 I D ごとに紐づけされた紹介者 I D を有する多くのユーザにも公開し、紹介連鎖順位や、紹介報酬料を各自で確認できるようにすることで、各ユーザの競争心を向上させながらも公正性を有するように本発明システムを構築することもできて、本発明の商品販売支援システムは産業的にも大きな効果を期待することが出来るものである。

【符号の説明】

【 0 0 6 0 】

1 S	商品販売支援システム				
! A	商品				
1 B	サーバ装置				10
1 C	オンラインショップコンテンツ	1 Ca	購入ボタン	1Cb	紹介ボタン
1 D	紹介者情報データベース				
1 N	インターネット通信網				
1 Q	2次元コード (QRコード (商標))				
1-1	端末装置 1 が表示する 2次元コード	1 の 1	端末装置 1 及びそのユーザ		
2-1	端末装置 1 が表示する 2次元コード	2 の 1	端末装置 2 及びそのユーザ		
3 0 1	カメラ				
3 1 1	商品説明画面				
3 1 2	「購入」「紹介」選択画面				
3 1 3	「2次元コード生成処理部」で生成された 2次元コードの表示画面				20
1 BA	売主の端末装置 A				
1 BB	広告代理店の端末装置 B				
3 CD	分散型記憶台帳技術 (ブロックチェーン) によるクラウドデータベース				
5 1	商品販売支援システムアプリ				
7 a	商品に付帯されている紙タグ				
7a1	商品販売システムに参加していることを示すシンボルマーク				
7a2	商品販売支援システムアプリ 5 1 へリンクする QRコード				
7a3	商品固有の識別を行う JANコード				
7a4	商品の販売価格表示				
7b	QRコードの構成データ				30
7b1	商品販売支援システムの紹介ページのサイト URL				
8 1	本発明システムに参加する商品群のオンラインショップ				
8 2	新たな紹介者によるオンラインショップ				

【要約】

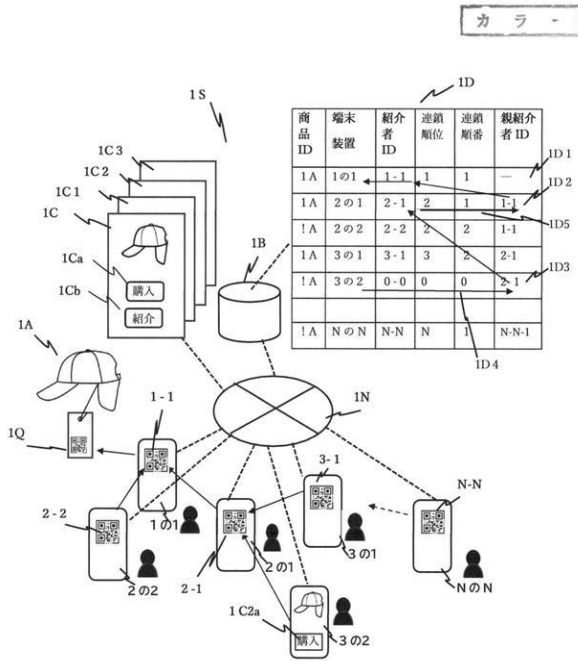
【課題】商品の広告代理店、売主と、連鎖する顧客の紹介者が合理的な関係を築き、運用・利用が出来る商品販売支援システムを提供する

【解決手段】

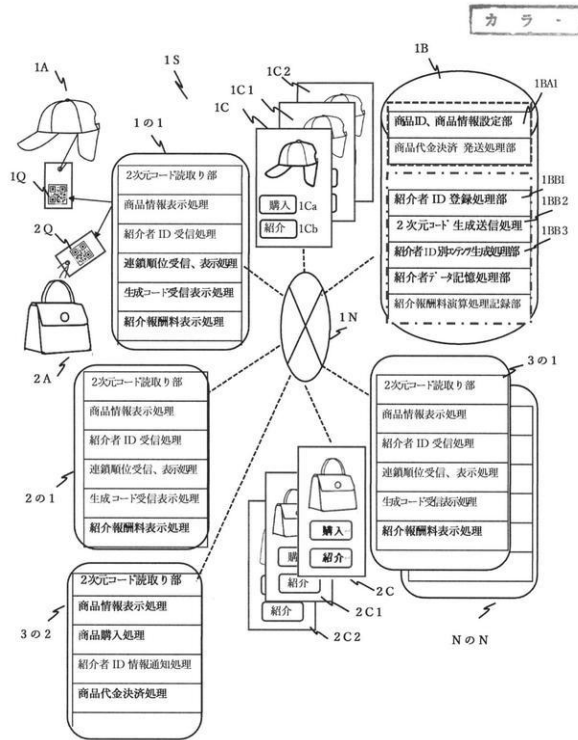
特定商品の紹介者 ID 登録毎に、その紹介者 ID の属性部を変更、組み入れた前記商品のオンラインショップコンテンツを「売主」または「広告代理店」のサーバ装置よりインターネット通信網上にアップロードし、かつ前記コンテンツへのリンク先情報を含んだ 2次元コードを生成し、次の紹介者端末装置に読み込ませ、次の、前記紹介者 ID 登録を行うことを繰り返し、前記商品の紹介者の端末装置を次々と連鎖させ、前記特定の商品の紹介者を増殖させることが出来るシステムを構築する。

【選択図】 図 1

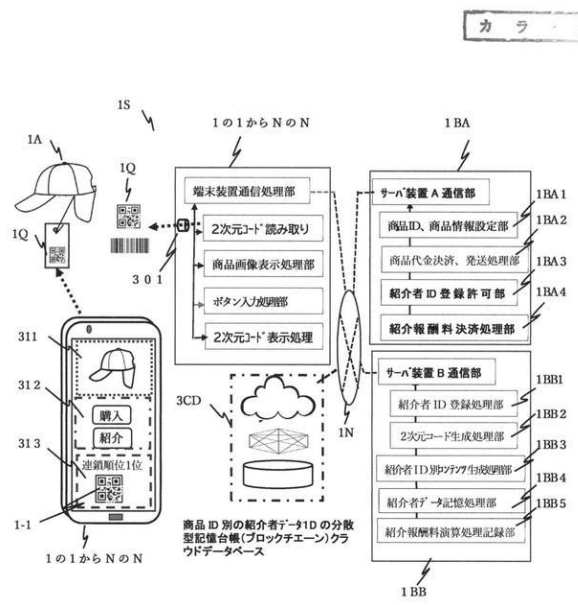
【図 1】



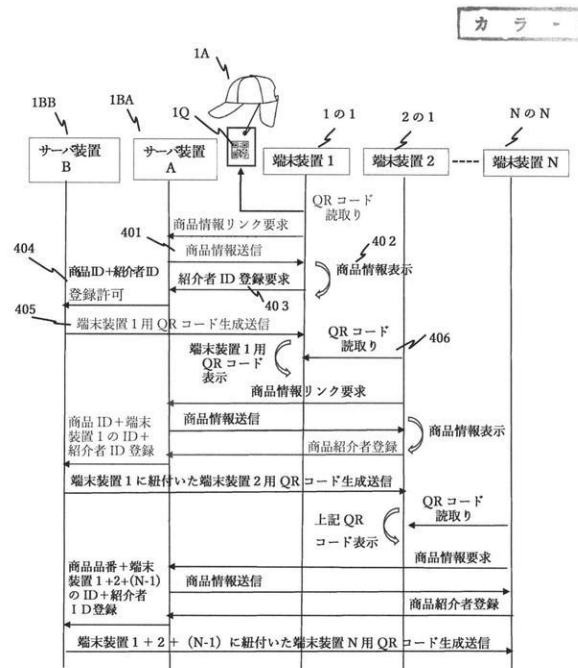
【図 2】



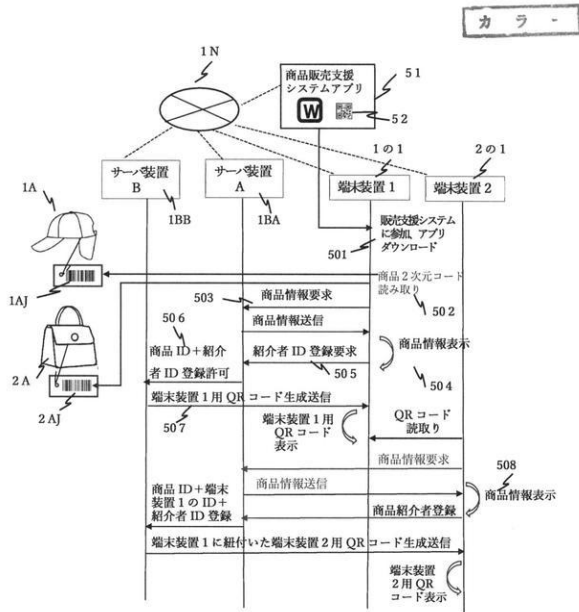
【図 3】



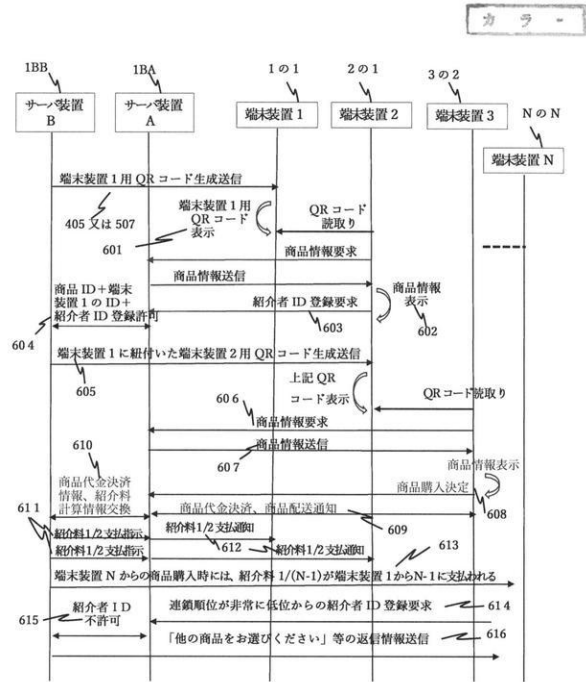
【図 4】



【図 5】

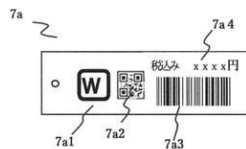


【図 6】

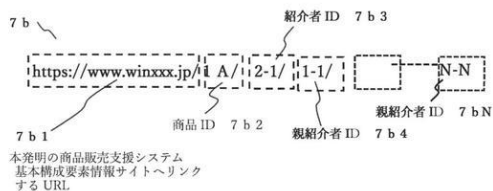


【図 7】

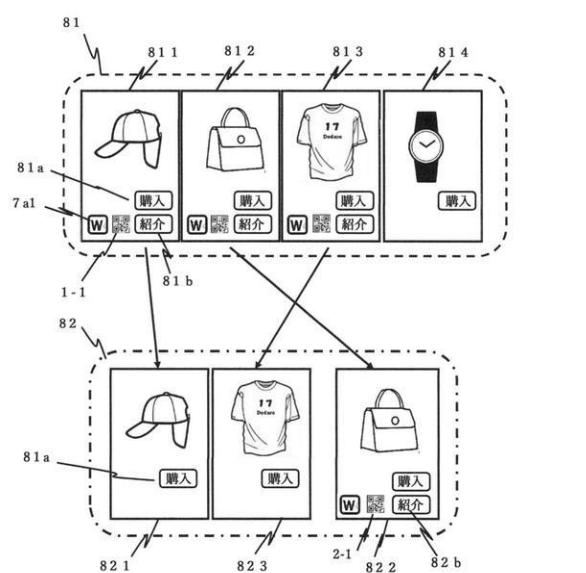
(a) 本発明の販売支援システムの参加商品であることを示す印があり、かつ、賞品IDの2次元コードを表示する商品に付帯する紙タグの例



(b) 本発明の商品販売支援システムに係る、商品ID毎で紹介者ID、その親ID情報を含んだ、オンラインショップへのリンク先情報を生成されるQRコードのデータ構成の一例を示す図である。



【図 8】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開 2010-79804 (JP, A)
特開 2013-210877 (JP, A)
特開 2007-241508 (JP, A)
特開 2012-234279 (JP, A)
特開 2018-41227 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06Q 10/00-99/00